

お悩みですか？

新計量法へ対応

# オートチェツカのご案内

2027年4月1日からオートチェツカの検定が義務化されます。



**I** シリーズ(防水)

**J** シリーズ(非防水)



更新・検定が  
混み合うことが予想されます。  
ご用意はお早めに!

すでに 使用されている はかり	取引または 証明に使用中	2025~2026年 検定合格	2027年 4月	検定義務化
新たに 使用するはかり (型式承認機)		2024年 4月	検定義務化 新設する場合や新たに取引または証明に使用する場合は 型式承認機で検定に合格後、使用可能。	

新計量法に適應した機種は裏面へ

これから設置するオートチェッカは型式承認モデルが必要？

# オートチェッカの選び方



1. 取引または証明に使用しますか？

NO

検定は必要ありません。

YES

2. 被計量物は5kgを超えますか？

YES

サイズ、精度、能力に応じたラインナップを豊富にご用意しております。

NO

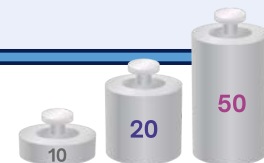
3. 検定受検を検討されていますか？

NO

検定対象外モデルを検討してください。

(ひょう量5kg超えモデル)

- ・ 検定受検による生産ライン停止がありません。
- ・ 2年に1度の検定費用の負担がありません。
- ・ メンテナンスの制限や修理後の再検定の必要がありません。  
(不測の故障による修理時に検定が不要なため、ダウンタイムが最小限に抑えられます。)
- ・ 購入してすぐ取引または証明に使用できます。



YES

型式承認モデルを検討してください。

国が定めるルールに基づいた検定（検査）で計量精度が担保されたオートチェッカを使用することで、取引先から高い信頼を得るとともに、企業として高いコンプライアンス品質意識をPRできます。



※計量法第10条第1項は、法定計量単位により取引または証明における計量をする者に、正確に計量をするよう努めることを義務づけています。

オートチェッカの検定や検定制度の詳細については、  
弊社営業担当へご相談ください。

※本内容は2021年8月1日改正内容を反映しています

お問合せは下記まで

改良の為、記載事項はおことわりなしに変更することがあります。また一部画像にはイメージが含まれます。



株式会社システムスクエア

本社・工場 TEL.0258-47-1377(代)  
札幌営業所 TEL.011-299-2551  
岩手営業所 TEL.0195-78-8150  
仙台営業所 TEL.022-304-3031  
新潟営業所 TEL.0258-47-1677

関東営業所 TEL.048-789-7517  
静岡営業所 TEL.054-293-7130  
富山営業所 TEL.076-464-5699  
名古屋営業所 TEL.052-746-8131  
関西営業所 TEL.06-6423-9133

広島営業所 TEL.082-831-7401  
四国営業所 TEL.089-948-4717  
福岡営業所 TEL.092-915-9120  
鹿児島営業所 TEL.099-298-9603

www.system-square.com